［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
七　交通事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること。
八　地方交通審議会の庶務に関すること。
九　振興開発計画の作成及び推進に関する事務で運輸部の所掌事務に関すること。

［条を削る。］

（観光課の所掌事務）
第八十四条の二　観光課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。
二　旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。
三　全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。
四　ホテル及び旅館の登録に関すること。

［条を削る。］

附　則

（総務部の所掌事務の特例）
第三条　［略］
２　総務部は、第二条各号及び前項に掲げる事務のほか、令和十四年三月三十一日までの間、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）で総合事務局において処理する必要があるものをつかさどる。

（総務部企画調整課の所掌事務の特例）
第四条　総務部企画調整課は、第十五条の二各号に掲げる事務のほか当分の間、経費配分政令第三条第二号及び第三号に掲げる事務のうち、総合事務局において処理する必要があるものをつかさどる。

八　旅行業、旅行業者代理業その他の観光事業の発達、改善及び調整に関すること。
九　全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。
十　ホテル及び旅館の登録に関すること。
十一　交通事情に関する総合的な調査の実施及び情報の分析に関すること。
十二　地方交通審議会の庶務に関すること。
十三　振興開発計画の作成及び推進に関する事務で運輸部の所掌事務に関すること。

（総務運航課の所掌事務）
第八十四条　総務運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　運輸部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
二　運輸部の所掌事務に関する交通に関連する防災に関する事務の総括に関すること。
三　海事代理士に関すること。
四　海事思想の普及及び宣伝に関すること。
五　廃油処理事業及び自家用廃油処理施設に関すること。
六　水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること（運航労務監理官の所掌に属するものを除く。）。
七　港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
八　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。
九　倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
十　前各号に掲げるもののほか、運輸部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

［条を加える。］

（観光振興官）
第九十二条　企画室に、観光振興官一人を置く。
２　観光振興官は、観光振興の施策に関する事務をつかさどる。

附　則

（総務部の所掌事務の特例）
第三条　［同上］
２　総務部は、第二条各号及び前項に掲げる事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）で総合事務局において処理する必要があるものをつかさどる。

（総務部調査企画課の所掌事務の特例）
第四条　総務部調査企画課は、第十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、経費配分政令第三条第二号及び第三号に掲げる事務のうち、総合事務局において処理する必要があるものをつかさどる。